

【認定の詳細】

1 制度の概要

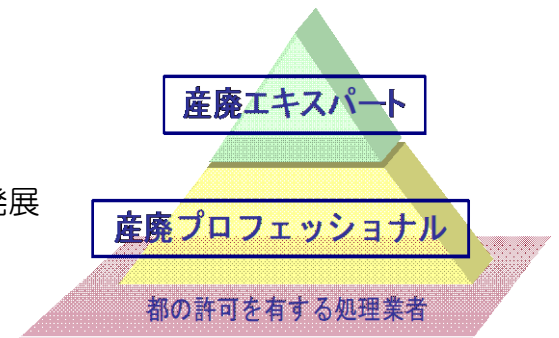
平成 21 年 10 月に都が全国で初めて創設した、第三者による産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(公財)東京都環境公社が評価・認定する。

第 1 回の認定は平成 22 年 2 月に実施。今回は 13 回目の認定であり、認定期間満了となる平成 30 年度更新認定業者の更新、令和元年度新規認定業者の更新及び新規業者の申請が対象

認定区分	遵法性	安定性	先進的取組
産廃エキスパート	必須 (100%)	80%	60%
産廃プロフェッショナル	必須 (100%)	70%	-----

2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



3 認定の有効期間

新規事業者 令和3年 12月 20日から令和6年 3月 31日まで
更新事業者 令和4年 4月 1日から令和7年 3月 31日まで

4 認定業者の総数

区 分	認定 業者数	専門性 (感染性廃棄物)	業の区分		
			収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	154(152)	28(28)	65(65)	85(83)	83(81)
産廃プロフェッショナル	74(72)	18(18)	52(50)	21(21)	19(17)
計	228(224)	46(46)	117(115)	106(104)	102(98)

(注) 複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない

括弧内は、令和3年 11 月末現在の認定業者数